

点検結果報告書（第2期・平成27年度実績版）（案）に関する意見について

資料1－4

1 意見について

(1) 点検結果報告書（第2期・平成27年度実績版）（案）に関する意見照会（1回目）への回答として出された意見

2 対応案について

意見の内容に応じて、点検結果報告書の総括等に記載するなどの対応案について以下のとおり区分した。

【総括本文】 委員からの意見の主旨に沿って総括本文に記載、又は総括本文を修正、加除した。

【個別意見】 委員からの意見の主旨に沿って総括本文を修正、加除することは困難であるので、県民会議委員の意見として別欄に記載した。

【報告書反映】 総括本文以外の箇所の意見、報告書の表記の仕方等に関する意見として、報告書に反映した。

【その他】 点検結果報告書に記載する以外の方法で対応した。

3 意見別対応案一覧

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進	1	○（総括本文の修正） 「森林組合等が行う長期施業受委託による <u>公的管理・支援</u> を行い、私有林の着実な確保・整備を推進している」（9～10行）、「長期施業受委託は、地元の森林組合等が…（中略）…水源環境保全税を活用した <u>公的支援</u> の仕組みは必要と考える。」（11～15行）との記載があるが、同じ長期施業受委託のことを言っているのであれば、下線部を統一すべきであり、長期施業受委託は公的管理ではなく公的支援ではないか。	服部	総括本文（P1-8）
	2	○（総括本文の修正） 就労条件等を把握することで目的に沿った実効性のある取組となるわけではない。小規模・零細な事業体が多く、これらの事業体での社会保障制度の充実や労働安全衛生等への取組をどのようにして充実・促進させていくのかといった対策が必要である。	服部	総括本文（P1-9）
	3	○（質問） 広葉樹林においては林床植生の現存量が丹沢は箱根の1割と少ないが、 <u>地形や土壤</u> 、シカの影響度の違いなどが要因と考えられる。（6～7行） → 地形や土壤がなぜ林床植生が極端に少ない要因の一つとなるのか、理解できない。	服部	その他 ※別途回答
	4	○ シカの生息数の増加は、森林整備を進めても、シカの食圧のため下層植生の発達が遅くなるため、森林土壤の安定的な形成が抑制され、結果として森林の水源涵養機能、ひいては治山治水機能を棄損することになる。水源の森林エリア、丹沢大山エリアや地域水源林に限定せず、全県にわたり早急にシカの頭数管理を行うことが必要である。また、シカの生息地域に県境はないので、隣接すると県と連携して取り組むべきである。	佐藤	個別意見（P13-4～5）

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	5 6	<p>○ 2時点(H19-22、H23-27)の下層植生の植被率比較及び下層植生の現存量比較をされている表によると、下層植生の植被率は後半の方が高くなっている（小仏と箱根は異なる）にも関わらず下層植生の現存量は減少している。植被率が回復（増加）しても、現存量が増加せず減少する理由を記載して頂けると課題が明確になると考えます。広葉樹林の植被率が箱根のみ減少傾向の理由がシカの食害によるもの場合は明記したらいかがでしょうか。</p> <p>○ 予定調和かトレードオフか：時代遅れの議論はやめよう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決着はついている：県は山を知らない、木も知らない <p>県内の森林所有者から、砂防堰堤の工事現場で、作業道開設の支障になるからと、県が無断で木を3本伐採し、杉2本は人が植えた木だから1本2500円、櫻の大木は自然に生えた木だから0円と査定し所有者に説明があったという話を聞いた。市場価値から言っても、杉の丸太よりもその櫻の大木が高価であるのは当然であるし、その所有者は、父から「この木は大切に育てなさい」と託され、その言葉を忠実に守って林業を継いだ人だった。</p> <p>県はその櫻を「自然に生えた木」だとと思っているのだろうか。山の人は、自分の山か他所の山かに関係なく、地域の山全体を圃場と捉えている。皆が山の中で苗木を育てていると言つてもいい。幼木を見つけては掘りとつて、日の当たるよく育つ所に移植することを日常的に行い、皆で山を豊かにすることが、山を安定させ、鳥や獣を増やし、里の暮らしを守るという親からの言い伝えを忠実に守って生きている。</p> <p>県は、戦後70年、地域の人がそうして築いてきた山を、何の考えも無しに一般競争入札にかけ、他所から来た公共事業にあぶれて林業に最近参入したような山を知らない業者に不完全な手引きを渡し、無造作に伐採させて山を貧しくし、低標高と高標高への鹿の分布拡大の原因を作った。</p> <p>昨今熊が里に下りてきて、県や市町村のホームページには目撃情報や注意喚起が溢れているが、山の人は、県が実のなる木を伐つていなければ、熊が里に下りてくることは防ぐことができたはずと言っている。また最近は何でも獣害のせいにする傾向があるが、メス鹿の捕獲解禁が遅れたことなど、獣害の責任は、国や県にもあることを忘れないで欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年に1度、1週間伐るだけなら、ただの伐採業。整備や環境保全とは程遠い。 <p>「林業は環境の改善にも寄与する、林業の再生が必要だ」と訴える林業関係者の意見を「予定調和」という極論で切り捨てた態度は、不遜であると同時に、今時そんなことは議論にならない。</p> <p>平成27年6月30日に閣議決定された「新成長戦略と骨太の方針」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針」により、国が進める林業の成長産業化と多様な担い手の理念には、秋田の250年生の天然杉を使った曲げわっぱに見られるように、副業型自伐、低コスト、長伐期択伐型も含まれている。山で生まれ育ち、林業に携わってきた県民が、森林の過剰利用で日本中の山が裸になった時代を知らないはずがないし、親の代から豊かな山をつくる技術が伝承されている彼らにとって、杉・檜の植林一間伐一皆伐という短期決戦型林業など、戦後のわずか70年間の一時の流行に過ぎない。彼らは日々山を歩き、山に有益な木とそうでない木を峻別し、獣の領域を守りつつ獣害を制御する暮らし方も知っているし、崩壊が小さいうちに自助互助公助をフルに駆使して道や斜面を補修してしまうこともできる。そんな県の宝のような方々の言葉に耳を貸さず、県の手引きしか知らない余所者と新参加者が20年に1回実施する伐採を、水源環境保全・再生と強弁する県の方が余程図々しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源環境税の終了に向け、造林(間伐施業)と収穫目的の択伐施業の両立を考える時代が来ている <p>森林管理と、立木を伐採・販売してそれなりの収入を得ることを両立させるには、そのための技術が必要だ。山でも投資でも、成果を焦れば全体を見失うし、水源だからと収益性を考えなければ、水源環境税がなくなった瞬間に人が森林から離れ</p>	中門 坂井	報告書反映(P1-12) 個別意見(P13-1~4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	7	<p>ていく。</p> <p>県には、各林家が持つ森林とその林家の力量まで考えた指導などできるはずがないのだから、森林に後継者が出てくるはずがないといった決めつけや、水源環境税で業者に金を払って整備してやるのだから文句を言うなといった不遜な態度は慎み、謙虚に学ぶ態度が求められる。</p> <p>○ 県の広葉樹林整備、新・旧手引きの誤り：無理な特別対策事業による県災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広葉樹の受光伐や古木の伐採が行われれば、一枚物のよい材が取れる。切り株からは新芽が吹く。植林などしなくても、山は次世代を送り出している。若木を大事に育てれば山は豊かになる。 ・ 以前の手引きの誤りによって起きた、広葉樹林の土壤流出 <p>平成26年度5月、第4期最初の県民会議で委員から、県の旧手引きによる過度な天然林整備によって宮ヶ瀬地区の土壌が流出し、荒廃しているのではないかとの意見が出た。その真剣さから、多忙でも委員になってこの問題を訴えるという決意が感じられたが、県はその場で曖昧に答えただけで、その後の現地確認も報告もしなかった。</p> <p>その後、平成26年度第1回のモニターでも、矢倉沢の森林において、手引きが改訂された理由と、誤った施業がされた現場の修正計画を尋ねる質問が出たが、そこでも県は回答しなかった。</p> <p>平成24年度、私が委員になって最初のモニターでは、実際に広葉樹の大木を前にして、大木の伐倒と搬出の方法や予算について委員の間で熱心に議論されたが、そこでも県はその後の議論を行っていない。</p> <p>私はその委員に頼んで現地を案内してもらい状況を確認した。主な問題は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入札した外部から来た業者が知識不足のまま、広葉樹を枝2本残して切るという県の以前の誤った手引きに従ったことで、伐り過ぎが起きた。 ② 鹿は餌が減り、落ち葉も食べる。土壌が失われ、大規模な崩れも発生している。 ③ 宮ヶ瀬ダム管理事務所では、県が来てからの方が、ダムへの土砂流入が増えたと言っている。 <p>手引きの文字を修正しても、現場の修正ができていければ、修正したことにはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度から使われるようになった、改訂された新手引きの問題点 <p>平成25年当時のモニターチームのリーダーは、大木を放置し最小限の施業に留めるとした県が改訂した手引きの広葉樹林の施業方針に疑問を持っていた。森林整備がわかる委員、林家さん、林業会社さん、森林組合など、広く関係者に尋ねたが、その全員が「大きくなり過ぎた木は風の抵抗が大きくなり、傾けば水が入って崩れの原因になる」「県の手引きの通りにしたら、山は危険になり、森林は少子高齢化する」と口を揃える。現場からの真剣な訴えに耳を貸さないなら、県民意見の集約とか順応的管理とかいう、きれいごとの看板はさっさと下ろした方がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見・それに符合する現実・データ、あと何を揃えれば県は動くのか <p>現・施策調査専門委員長は、平成23年10月30日（日）かながわ労働プラザで開催された、丹沢大山自然再生委員会以来ずっと、宮ヶ瀬ダムは日本で2番目の速度で埋まっていると発言され、平成28年11月16日に山北町で開催されたモニターでは、三保ダムと宮ヶ瀬ダムの堆砂の資料も配布された。真摯な意見表明があり、符合する現実があり、矛盾しない公的データも揃った。県は至急動き県民会議に報告しなければ、水源環境保全税を取り扱う資格はない。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	8	<p>○ 水源環境税は山の担い手撲滅システム：森林所有者から20年間森林を取り上げる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20年間の生活保護(公助)が自助と互助を殺す <p>行政の行う使命(公助)の第一義とは、自助の促進である。水源環境税もどこかでは、公助のあるべき姿に立ち戻る準備を始めなければならない。県が義務教育を行い県が高等教育を行うように、荒廃する森林をなんとかしたいなら、なんとかしようとする意欲のある人材や地域を発掘し、育てるしかない。県は、20年の計画で県民に問題をなんとかすると約束しているのだから、20年の計画が終了した段階で、自律的に森林経営を担う後継者が育成されると共に、後継者を育てる仕組みが整備されていかなければならない。現在のように一般競争入札を続けていて、果たしてそれは実現するだろうかという議論が盛んに行われるべき時期に来ているが、県の中でも県民会議でも、行われたことが一度もない。県から言われるがままに伐採(時々植林)しているだけでは、持続可能な林業の技術や安定経営にも限界がある。現状に留まれば、神奈川県では林業や森林経営という言葉は死語になる。</p> <p>20年の間には所有者が年をとる。元気な60～70代も、弱弱しい80～90代になり、そこから後継者を育成しようとしても時間がない。20年という契約は、今まだ山のことを教えられる世代を生かすことができないばかりか、後継者育成の芽も摘んでいるが、そこに着目した対策は行われてない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林と森林所有者の距離を縮める工夫を：中途解約権と地上利用権 <p>20年という期間、森林所有者はその森林を使って後継者を育成することができない。搬出や市場からも切り離され、森林の担い手の衰退に拍車をかける。これまで契約している森林所有者との間でも、自分で経営をしたい人に山を返す仕組み(中途解約権)や、森林を使って後継者を育てることを許す仕組み(地上利用権)を許す仕組みが必要である。</p> <p>県が20年の契約で所有者を借り上げ仕組みは、森林と所有者の距離は離れるばかりで、将来に何も残さない。家庭に例えるならば、お金だけ与えてコンビニの弁当を買って勝手に食べて寝ろという親、会話もなく互いの心はすっかり離れている。人の信頼関係とは、わずかな変化も見逃さず、いて欲しいときにしてやるところから始まる。子どもが望むことは、他の子どもより多くお金をもらうことではなく、家族と食事を共にし、会話を通じて親の存在を確認することではないのか。地代も払っているのにと思うかもしれないが、県は子どもの教育や自立する機会を与え、公助にしかできないことに徹し、その後の進む道は自ら選ばせるしかない。医学部に入れとか〇〇会社へ入れとかいうように、水源涵養だ、作業道はつくるなど、広葉樹は最低限しか伐るなど、口うるさく指図ばかりしていると、最後には親の言うことを聞かない放蕩息子や自暴自棄の娘ができる。今私たちは、子どもの成長を支援する両親となれるか、家庭崩壊に突き進むかの岐路に立っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9年が経過した今、自分でやってきた人ほど、県との契約には消極的または批判的。 <p>長期施設受委託契約が始まったことで、これまで行われてきた一般競争入札における「よそ者と新参者の急ぎ仕事」の「よそ者」の部分は改善されたが、特別対策事業はすでに県に対する不信感を生んでいる。フォーラムのアンケートに“森なって地域ならず”となるのでしょうかという意見があった。山を知っている人にしか言えない言葉である。今後は森林所有者と林業の距離をいかに縮めるかも評価対象とすることが望まれる。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
	9	<p>○ あと10年で多様な担い手を育成できなければ、その後あっという間に破綻する</p> <p>一次産業の再生とは、経営者の発掘と育成である。農村では万屋も、農家も、全員が経営者であるが、都市部に流出した</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)		<p>かつての若者は経営者としての教育を受けていないので後継者たり得ない。企業や役所などで悪い癖が抜けなくなる前の孫世代の若者を、最初から経営者として育てる方が、よい後継者に育つことは全国各地で立証されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な担い手の確保 <p>本来森林の仕事は、農業と異なり時間の制約を受けにくいのが魅力であり、都市部の不安定な雇用に振り回されている今の若者達には、継続的に仕事がある、副業としての林業は見直されている。地域で自立した生活を始めるには困難もあるが、判断力や裁量があり、それを身に付けられることも大きな魅力になっている。</p> <p>しかし今の県の森林施策を見る限り、若者は森林に将来の夢を描くことができない。雇用・労働力・常用(フルタイム)という今の森林塾の形態は、そのよさを打ち消しており、それが若い後継者の芽を摘み、他県や水源環境税の影響を受けない地域に意欲ある人材が流出する原因ともなっている。超過課税がなくなった後に求められる人材は、被用者ではなく、森ともう一つのフィールドを行き来する経営者であり、それが県からの仕事が減った後も卒業生が活躍できる条件である。森林塾も、こうした若い世代に対応し、土日集中型の設置などを検討する段階に来ている。</p> <p>徳川家康が江戸に幕府を開くにあたり多摩川の両岸を穀倉地帯にするべく開削を進めた二ヶ領用水では、世田谷・六郷の二ヶ領と、稻毛・川崎の二ヶ領の工事を半月交代で行わせた。それは農民が自分の田畠が気がかりで仕事が手に付かないことがないようにとの配慮とともに、治水技術の習得など、農業収入以外の副収入をつくることで、地域に新たな技術や産業を育成する、当時のリーダーの賢明な采配があったからだ。今でも地方には、大規模な工場をつくるのではなく、地域ごとに農閑期を活用し農業所得の上乗せになる仕組みをつくり、農業の後継者育成が進むよう配慮しつつ地域の産業の多様性を実現している企業はたくさんある。</p> <p>元々農村は、半農半林で成り立っていた。限られた森林からどうやって利益を上げるか、子どもの教育費をどこで捻出するか、頭を使い長期計画を立てて経営してきた。県が借り上げ、業者に伐らせ、柱か合板かチップにしか出口がない今の県の単純な発想では、どこから収益を上げるかの知恵なんて出てこない。だから後継者も出てこない。県は、森林後継者が出てこないから代わって県がしていると言っているが、県のやり方が悪いから後継者が出て来なくなつたとは考えられないのか。</p> <p>本事業の目的と県の役割は、整備の手が入らない森林が増えすぎた状態を緊急避難的に県が管理しながら（公的管理）、県が管理しなくともいい状態に移行させることであって、県の管理を継続していくことを前提とするものではない。また作業道の開設は生産性向上に不可欠なものであるが、その土地に根ざした林業者でなければ進めることはできない。将来の地域を支える若い芽を育てようとするならば、作業道の指針や、道を入れない場所の指定など、基本的な決まりごとの整備が必要である。</p> <p>第2期も後半に入り、それぞれの地域の森林を責任を持って管理する主体を決めていかないと、山を見回る人が存在しなくていいかのような理屈では、自然災害にも備えられない。森林を引き継ぐ者を育てることは、山を強くする最短の道である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水源環境税がなくなれば元の木阿弥、未来のない処遇 <p>水源環境税が導入されて、やっと人並みの生活ができるようになった林業従事者の所得水準は、あと10年でまた元に戻る。その間に林業従事者は増えているから、仕事が減ればあぶれる者が確実に出る。経営が成り立たなくなれば、林業会社はさっさと他県へ出て行くから、神奈川県の森林で働く人はいなくなる。水源環境保全税があるうちは、地主に地代も払われるが、それも一時のこと。目先の安楽のために高額な麻薬に手を出すようなもので、終わってみればすべてを失っている。</p>		

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)	10	<p>一般競争入札で山を知らない新規参入者をたくさん入れることは、県土の将来のためになるのだろうか。入札は、県が県民からの批判をかわすための口実に過ぎないし、それによって安全や品質、持続可能性が犠牲になっている。今水源地域で起きていることは、都市の県民も望むことだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林塾の問題点：県の仕事しか知らず、自分で仕事を創り出せない。 将来、森林塾の卒業生が山で暮らし続けられる条件はあるだろうか。森林塾で教えられていることは、公共工事の請け方と伐採・搬出・植林だけである。育林も販売も流通加工も商品化も市場開拓も教えていない。それ以前の山の歴史や、その後の山の管理もわからず、県から与えられた仕事をただこなしているだけでは、信頼される山のプロにはなれない。今から経営者を育てる方向に転換できなければ、彼らの未来は絶望的である。今のままで、水源環境保全税がなくなって何年か後に必ず自殺者を出す。今の神奈川県のやり方の宿命である。県は、県の仕事がなくなれば行き場を失う人達を量産しているが、彼らの将来に責任をとれるのだろうか。 ・ 森林塾に講師を送り出してくれている各事業者で働く方々には、後輩を教え導く者として、誰よりも謙虚に、意識高く、視野広く、絶えず研鑽する人であって欲しい。そして県はその期待に応える存在として、更なる研鑽を積んで欲しい。 ・ 県の安全意識の欠如：あらゆる産業の中で最も危険な仕事を指導する責任 林業の労働災害死傷率は全産業平均の10倍。2位の建設業の5倍以上。木材製造業も製造業平均の約2倍。 私が委員になった平成24年度以降だけでも、森林塾の受講生が研修中に掛かり木の処理中に事故に巻き込まれ、生涯就労不能の身になられた。また平成28年11月には、県が発注する伐採現場で働いていた林業会社の社員が若い命を落とされた。 安全とは、ひとつひとつの事故を疎かにせず、誠実に反省することだ。その気持ちがないところに安全文化は育たない。県にこれら悲劇のもとをつくったのは自分達の指導力不足との自覚がなければ、次も犠牲者を出すだろう。県が今の体制で森林塾を行う限り、安全指導の資格はない。 ・ 現場における労働安全衛生の基本の欠如：現場規格 私は委員になる以前、県の労働大学校で労働安全衛生を学び、平成25年度以降毎年、森林塾の授業参観に足柄上合同庁舎に足を運んできた。 そこで行われる安全教育は印刷物だけで、事故の具体例はなかった。安全文化の第一は、現場の整理整頓と情意管理であるが、そういう指導もなかった。小さなごみでも、重機の事故や作業員の転倒転落の原因となる。後でまとめて片づけるのではなく、その都度回収し(建築現場では、多いところで1日に5回の清掃を行う)、足元に注意を払う習慣をつけなければ、重大事故は防げない。職場の安全文化とは、仲間の安全を願い、互いを気遣う絆そのものだと思うが、県の職員のこれまでの言動を見る限り、これを指導できる水準に達している者はいないと感じている。 <p>○ プロと程遠い現場の作業品質：脆くて崩れやすい丹沢の山々を守る技術とは 現場においても、県の指導基準の曖昧さが至るところに感じられる。県民会議が平成26年に別の長期施設受委託契の森林を見学した際、現場のゴミの片づけが終わっておらず、作業道幅員も不規則で、多くの立木には傷があった。雑な整備が気になって関係部署に確認したが、そのことに関する問題意識はまるでなかった。今の現場指導体制では、森林所有者との信頼も失われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が自ら作業道の基準を曖昧にしている 作業道幅2.5~3mの現場で、どこも3mを超えて一時置き場や重機の運転上必要な場所でもないのに4.5mを超える作業道を作 	坂井	個別意見(P13-1~4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)		<p>る事業体がある。道幅が広ければ切土の量も増え、樹木の根の力が斜面を守る限界を超える。脆くて崩れやすい丹沢の山々には、精緻で強固な作業道が必要であり、県の水源環境保全課が言う「広く取れるなら広く取った方がいい」という雑な指導の下では、事業体が道幅の基準の目的を誤解し、危険な施工が増える。土壤を大量に露出させたままで、下刈りの季節以外は巡回が数カ月に1度では、長年かけて堆積した土壤が雨で大量流出するかも知れない。県が道幅基準の意義を形骸化させてはならない。</p> <p>作業道幅員を広げれば、伐採量と搬出量が増え、支払われる助成金も増える。搬出量に対して行う助成制度は、こうした出しやすいところから出された材に対して、過大な助成金が出てしまう。これが山を危うくし、結果的に事業体の経営体质も弱くするという認識が不足している。</p> <p>また、このような事業体の存在は、品質本位で進める事業体の意欲をそぐのではと心配になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期施業受委託契約：契約書：第1条「信義則」、第5条「善管義務」 <p>善意の管理者の注意義務とは、他人からお預かりしたものは自分の物以上に大切に扱う責任が事業者にあるということ。余分に削り過ぎた部分の原状回復や崩落による損害賠償に関する定めの記述が必要。森林組合が受け取る金員は、委託者と県民、両方の信頼によって支払われるものである以上、作業道も、基準に忠実に施工する責任を負っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質の悪い再生砂利を山に入れない努力が必要 <p>国定公園が広がる丹沢山地に、青や緑のガラス片が混じった再生砂利の作業道が増えている。現在の再生技術では、ガラスをはじく技術も実用化されており、品質基準の見直しも必要である。</p>		
11	○ 間伐と搬出助成金制度の問題 間伐率と搬出量に応じて支払う仕組みに問題が凝縮	<ul style="list-style-type: none"> 生産性の向上と作業道：いい作業道がいい経営を作る <p>脆くて崩れやすい分だけ路網が開きにくい丹沢山地を抱える神奈川県は、搬出コストも日本一高い。問題ではあるが、それが宿命でもある。</p> <p>また、東丹沢と比べて西丹沢は路網がない分だけ、搬出も難しく、同じ制度の下で林業をしても、受け取れる助成には不均衡も生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県はよい作業道を作ることに協力し、助成すればよい <p>山梨県や鳥取県のように、県の助成金支払い条件を作業道幅員2.5mまでと規定し、静岡県のように当事者と現場での対話を重ねることで意思疎通でき、ビジョンを語り合えるようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集約すべきところと、集約すべきでないところをはっきりさせる <p>便利は危険に繋がり、集約はリスクの集約に繋がる。集約することで、将来悪意の人の手に渡るリスクは上がることも肝に銘じるべきである。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
12	○ 事業体の経営健全度を上げる努力：現場管理の指導基準を厳しく	<ul style="list-style-type: none"> 水源環境税終了後の事業体経営 <p>県には、助成を受ける事業者の経営全般についてや、水源環境税終了後も健全に事業を維持継続できるだけの体质強化が進んでいるか、正確に把握する能力が求められている。</p> <p>外注による空洞化、平成24-25年度の2年間で2割下落した材価など、現在も見通しは甘くない。今現在「なんとかかんとか</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
1 水源の森林づくり事業の推進(つづき)		<p>やっている」状態の事業者はないか、材価下落の要因を県は把握できるだろうか。各事業体が今後も今の経営を維持できると考えているなら、県の見通しは甘い。</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期施業受委託は、循環利用を通じた森林の健全育成：契約署と現場認識 長期施業受委託の契約書には「森林資源を循環利用し持続可能な人工林の適切な整備を通じて、水源地域の森林を健全に育成し水源涵養等公益的機能を高度に発揮させる」とあり、水源環境保全税は、林業の振興と収益性の両立を目的としていることは明らかである。水源環境保全税は、この点においても、予定調和を否定していると言ってよい。 <p>ところが、県がこれまであまりにも公益的機能を強調する余り、林業現場の人までがそこに気づいていないところがある。人工林が循環利用され持続可能となるためには、①林業が健全に行われることが前提であり、②健全な林業が行われた結果、公益的機能も高まるのである。経済性(材価の安定)なくして持続可能であるはずはないからである。</p>		
	13	<p>○ 県が行う国の失政の修正と、県が増やした人工林の後始末 今全国で各県が行っていることは、過去の国の失政の修正である。昭和30年代、荒廃した山に杉や檜をたくさん植え、その後後継者を育ててこなかったことは国策の失敗であり、全国では、神奈川県も含め、その修正のための財源として超過課税という制度が利用されている。</p> <p>国が拡大造林を進めた時代、同様に県内でも、人工林拡大の時期、人工林にすべきでない所まで人工林にしてしまったことは県の失政である。西丹沢の山の山頂部にまで展開された公社造林や、県有林内の源流の沢沿いにまで例外なく杉檜が植えられて、そこに新たな維持管理が必要な状況が起きたので、県は今年度以降、県民会議の事業モニターを通じ、県有林内での土壤保全対策や渓畔林の回復に必要な財源を、水源環境税に求めてきている。県は今からでも、こうした経緯や背景を県民にきちんと説明し、地域の意見に従って対策を進める必要がある。ここでまた県が独断で物事を進めると、修正に再修正が必要になるか、あるいは取り返しがつかなくなるか、過ちを繰り返すことになる。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
	14	<p>○ 有名無実の8割協定：10割の森林がなぜ 整備する森林の8割が森林組合の組合員のものであれば、森林組合が整備する取り決めがあると聞いたことがあるが、現在その約束は守られず、例外なく入札に掛けられている。森林組合が地域の森林の履歴を管理できなければ、次世代への責任を果たす地域の中核組織としての役割を果たせない。また地域の中でその組織がしっかりとしていないことは、地域にとっても、組織にとっても、また県土にとっても不利益である。県が約束を忘れ、地域の森林履歴を分断することは許されない。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
	15	<p>○ 子どもの世代に恥ずかしくない仕事を 山にはたくさんいい木があるので、税金を使って伐り捨てている。狩猟は獲物を獲るためになく撃つことが目的になっている。木も命も使い捨て。大量消費よりもっとひどい思想である。どう生かすかという議論はいつ始まるのか。 こんな森林の現状は子どもの教育によくないし、実態を知れば若者も入ってきたいとは思うはずがない。大人として恥ずかしいと思う気持ちを持ち、胸をはれる仕事をして欲しい。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
	16	<p>○（質問）・モニタリング調査地以外では、整備前後の状況調査は行っていないのでしょうか。・下床植生の回復状況など、水源涵養機能が高まったかどうかの指標になる項目は、どの整備箇所でも最低限把握すべきではないでしょうか。</p>	長繩	その他 ※別途回答

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
2 丹沢大山の保全・再生対策	17	<ul style="list-style-type: none"> ○ シカの生息数の増加は、森林整備が進めても、シカの食圧のため下層植生の発達が遅くなるため、森林土壤の安定的な形成が抑圧され、結果として森林の水源涵養機能、ひいては治山治水機能を棄損することになる。水源の森林エリア、丹沢大山エリアや地域水源林に限定せず、全県にわたり早急にシカの頭数管理を行うことが必要である。また、シカの生息地域に県境はないので、隣接すると県と連携して取り組むべきである。 	佐藤	個別意見 (P13-4~5)
	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高標高域の人工林に関して、土砂流出防止対策を推進していくべきだと総括のなかで述べられていますが、土砂流出防止は土木施工だけでなく、林床に光を入れていくことも大事です。そのためには間伐などの整備も必要です。高標高域の人工林の整備は一般財源ではなかなか手がまわらないようなので、このエリアも目標林系に向けた森林整備が水源環境税を利用して実施することが必要だと思います。 <p>総括の文章ですと、土木のことだけと思われる表現ですので、森林整備という内容も盛り込んだ表現にしていただければと思います。</p> <p>高標高域の人工林整備は事業モニターの意見のなかにも出されています。</p>	滝澤	総括本文 (P2-7)
	19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第2期・5か年計画の事業内容としては「ブナ林の調査研究」となっているので、各種調査研究内容を記載することで報告書としては問題ないが「ブナ林の調査研究」は第1期計画開始時点からの事業内容であり、調査して保全対策に反映させることになっている。 <p>2-7ページの総括（案）（3）では、調査結果を元にどのように保全対策に繋げるかを記載して頂けると今後のブナ林再生に向けた事業計画が見えてくるのではないかと考えます。</p> <p>水ストレスや大気・気象条件などの衰退原因が丹沢のブナ林でどのように影響しているかを広範な研究報告として記載して頂きたい。</p>	中門	総括本文 (P2-7)
	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雪によって多くの樹木や鹿に被害が出た際、山梨県森林総合研究所では、即座にホームページで県下で起きている鹿の事故や異変の情報提供を呼びかけ、それを地図上に示して発表し、研究成果とするなど、目覚ましい成果を挙げていた。静岡県では鹿の糞を数えて生息数を把握する地道な努力を続けている。神奈川県では、生息していると言われる数と捕獲数の間に乖離があり、全体的な実態把握は困難なことがわかる。また野生生物は豊かな山の象徴でもあり、数が増えても山が豊かなら問題は小さくなるはずだ。地域が育んだ実のなる樹木を県が伐ってしまったことで山が貧しくなって獣が山の上や下に出て来ざるを得なくなっていることも想定されるのであるから、山の整備状況と標高別の生息状況が見えるような調査も必要である。 	坂井	個別意見 (P13-4~5)
	21	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワイルドライフレンジャーは、危険を伴う職務であるだけでなく、ただひたすら鹿を殺傷することだけ(殺生)を求められる厳しい仕事である。地域に帰って収穫の喜びを分かち合うこともできなければ、1年契約で生活の保証もない。こんな職業をいつまでやらせておくことは人道的にも許されないことではないか。平成25年度に実施した事業モニターでは大多数の委員がその待遇に問題有りとし、点検結果報告には毎年のように待遇改善の文字が並ぶが、専門職の非正規雇用拡大の実態は今も放置されているし、1年ごとの一般競争入札は、同一労働同一賃金の原則からも外れ、およそ県のやる事ではない。自分達が書いた書類には責任を伴うことを自覚して欲しい。 	坂井	個別意見 (P13-4~5)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
2 丹沢大山の保全・再生対策(つづき)	22	○ また今のレンジャーは1年契約で、鹿の捕獲だけに特化していて、長期的に山を見る勉強の機会が少ない。長い経験を積んで、眞の山のプロとなれるよう応援してあげて欲しい。	坂井	個別意見(P13-4~5)
	23	○ 現在検討されているブナ林の立ち枯れ対策は、ブナハバチを捕獲し、薬物を投与する以外の方法が見つかっていないが、高標高の山に生えている木の1本1本に、そこまで手間と金がかかる方法を永久に続けることは明らかに無理がある。まずその事実を謙虚に受け止め、原因を外部に求めるばかりでなく、人と同じように、枯れた木そのものをよく調べて原因と対策を検討し、木が本来持つ自然治癒力や体力を減退させている原因そのものを取り除く技術を開発した方が、永遠に薬物を使用し続けるよりも副作用の心配もなく、木の体力も奪われず、経費も安くなるのではないだろうか。どんな薬物であっても体にとっては異物であり、必ず副作用がある。長く使えば木に負担をかけ続けることになる。そういうことを常に考えていかないと、枯れかかっている木を更に弱らせてしまうと思う。	坂井	個別意見(P13-4~5)
	24	○ 未熟な技術での罠設置により、錯誤捕獲や人身事故に至る事故が各地で起きている。安易に罠猟を推奨するのではなく、地元猟友会など地域で狩猟に従事してきた方の意見を十分考慮したうえで検討すべきである。	長繩	個別意見(P13-4~5)
3 溪畔林整備事業	25	○ (総括本文の修正) 「これまでの取組により、溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見が蓄積し」 ⇒ 「 <u>更なるモニタリングの調査も加え、</u> 溪畔域における森林整備を行う上で必要な知見が蓄積し」 に修正	森本	総括本文(P3-7)
	26	○ 溪畔林の整備事業については順調に進捗しているので問題ないが、5か年計画に対する予算執行状況では平成27年度で累計172.4%と大幅に超過している。平成28年度予測を含むと209.3%と予算に対して2倍の実績となる。 事業実施効果を元に「溪畔林整備の手引き」を作成され、私有林等の整備に活用できるようになっていくので効果は大きい。 故に、事業費が計画に対して超過した事業内容がわかるように、事業項目毎の執行状況を明確にすることで今後の溪畔林整備での整備方針、予算立てに生きてくると考える。	中門	個別意見(P13-5~6)
	27	○ 溪畔林整備事業の目的や内容が知られていないため、効果は非常に限定的 本来の溪畔林に修復していくプロセスを確認し、森林と河川の接合部の健全性を回復するための道標をつくるという趣旨は理解できる。しかし、それ以前に、溪畔林を溪畔林として整備する事業ではなく、人口林整備手法の確立という事業であることが明確にされていないし、県が行う溪畔林再生手法の開発であることも説明されてこなかった。しかし「溪畔林整備の手引き」ができても、過去の経緯や今後その手引きが活用される見通しの説明がなければ、効果は限定的である。 特別対策事業開始から9年も経過して、この「溪畔林事業」の意味は県民に紹介されていない。また、モニターでその旨の改善が求められても県や施策調査専門委員会が取り上げてこなかつたことは、最大の不確実要素になっている。	坂井	個別意見(P13-5~6)
	28	○ 将來の財源と計画の矛盾	坂井	個別意見

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
3 溪畔林整備事業 (つづき)		対象地を拡大し、条件も多様化しており、試行の成果を期待したいところであるが、水源環境保全税は、あと10年でなくなることが決まっている。また溪畔林は最も攪乱されやすい場所であり、所有していてもお金を生まないから、整備の手引きが作られても民間でそれが現場に使われるは長くて10年ということだ。その後をどうするのか。倒木で壊れた鹿柵や土壤保全工の補修は行われ、見回りは継続されるのか、何も見えない。県民会議にもまたそれを伝え続ける責任がある。		(P13-5~6)
	29	<p>○ 調査研究と運用の担い手の将来</p> <p>現場の士気向上のためにも、この調査研究の担い手は、超過課税終了後、どのように一般会計へ引き継がれるのかという議論が必要である。平成18年の段階で作られた整備指針検討には多くの有識者も関与しているようであるが、9年を経て、今後それを引き継ぎ、率いていく人が誰なのかも明確でない。こうした核心の問題に触れることができない職場の空気は、研究の成果を下げる。また、これまで示されている内容は、鹿柵、間伐、土壤保全工と、人工林の整備と何ら変わることはない。どう考えたらいいのか。</p>	坂井	個別意見 (P13-5~6)
	30	<p>○ 県と市町村との距離：市町村による整備の実現の可能性</p> <p>ここで開発した整備手法が各市町村の溪畔林で役立つならよいが、一方で、水源環境保全税という大きな財源のために、県が整備する森林の割合が一気に増えてしまった分、市町村の林務は補強が置き去りになり、役所内の存在感を失ってきただ。また県が整備したところは市町村の見回りが手薄になり、県が森林のための大きな財源を確保しながら、それによって県と市町村、市町村と森林との距離がかえって離れるという結果を招いている。そうした現状を考えると、手引きがどう生かされるかよりも、水源環境保全税による弊害の改善や、自分達のあり方から検証すべきである。</p> <p>またこうした現状を考えると、現場の調査研究の効果を市町村に生かしてもらうというのは簡単だが、それを本当の意味で実現するには、県と市町村の関係や、その活かし方をどう伝え、その後も連絡をとりあう仕組みまで含めて開発する必要があると思う。</p>	坂井	個別意見 (P13-5~6)
	31	<p>○ 手引きの信ぴょう性</p> <p>現在作られつつある手引きの見本を見ると、対策前の写真は11月で、対策後の写真が6月というように、撮影された季節がまったく異なるものが殆どである。</p> <p>これで「植生が回復した」と説明しても、誰にも信用されないと思う。</p>	坂井	個別意見 (P13-5~6)
4 間伐材の搬出促進	32	○ (総括本文の修正) B材は、構造用合板や集成材のラミナー用材として活用されており、チップとはしない。チップはパルプ用や光熱用としてC材が利用される。	服部	総括本文 (P4-5)
	33	○ (総括本文の修正) B材・C材の活用に「CLT（直交集成材）」を追加する。	森本	総括本文 (P4-5)
	34	○ (総括本文の修正) 「水源環境保全税が終了した場合を考えると、間伐材の利活用に対し果たして一般財源を充てることができるのか」	森本	その他 ※原文のまま

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)		<p>⇒ 「水源環境保全税が終了し、当初策定した搬出量などの前提条件から大きな乖離が出た場合を考えると、間伐材の利活用に対し果たして一般財源を充てることだけで賄いきれるのか」に修正する。</p> <p>○ (総括本文の修正) 「森林整備と一体となった木材生産が図られるような施策を検討して欲しい。」 ⇒ 「<u>検討すべきである。</u>」 に修正する。 ※他の事業にあっては、そのほとんどが「検討すべき」あるいは「検討する必要がある」としているのに、この事業については「森林整備と一体となった木材生産が図られるような施策を検討して欲しい」と記載されている。平成39年以降、民間主導による資源循環により森林の整備・管理を持続的に行っていくためには、今後どのような施策を展開していくのかを検討することは、非常に重要で、「検討すべき」等の記載に改めるべきと考える。</p>		とする。
	35	<p>○ (総括本文の修正) 「森林整備と一体となった木材生産が図られるような施策を検討して欲しい。」 ⇒ 「<u>検討すべきである。</u>」 に修正する。 ※他の事業にあっては、そのほとんどが「検討すべき」あるいは「検討する必要がある」としているのに、この事業については「森林整備と一体となった木材生産が図られるような施策を検討して欲しい」と記載されている。平成39年以降、民間主導による資源循環により森林の整備・管理を持続的に行っていくためには、今後どのような施策を展開していくのかを検討することは、非常に重要で、「検討すべき」等の記載に改めるべきと考える。</p>	服部	総括本文(P4-5)
	36	<p>○ もっと「林業はなぜ衰退したか」の議論が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林が荒廃に至った(林業が衰退した原因についての議論は不十分である。 森林塾では「外国から安い材が入ってきて売れなくなった」と教えているが、それはあくまで1つの要因に過ぎない。少なくともその当時の為替レートは1米ドル=360円であり、輸入品もそう安いものではなかった。それよりも影響が大きかったのは、日本人の嗜好が洋風化したことなどだ。 <p>取引自由化の時点でも国産材の相場は今よりも高かったが、国内で、一斉に切り尽して売る材がなくなっていた産地と、周囲に惑わされず材不足の時こそその恩恵にあずかった産地との間で、明暗が分かれたはずだ。戦後植えた木は、高度経済成長の需要期に間に合わなかったかもしれないが、だからと言って山から仕事がなくなったわけではない。国は昭和26年以降、戦後一貫して伐りすぎの山を守るために、炭や薪を化石燃料に、建築の基礎や構造を鉄やコンクリートに置き換えることを勧めてきたが、その過程において輸入材の加工・流通の機構が発達する一方で、国内産地の加工・流通の連携は失われてきた。農村から都会へ若者が働きに行くようになったのは、2次・3次産業を育成する国の方針であり、同時期に国は、森林鉄道の一連の廃止など、林業政策の急激な転換も行った。そのような状況は、昭和39年の材木の取引自由化よりも前のことである。問題の本質は、そこに林業の担い手がいなくなったことなのである。</p>	坂井	個別意見(P13-6~7)
	37	<p>○ 量だけ追っても山は生き返らない：品質と価格の向上に反することはない</p> <ul style="list-style-type: none"> 連合会が事業者と協定を締結して搬出時期の平準化に取り組んだことは、どう効果があるか 夏場の搬入が少ないので搬出時期を平準化させると言うが、林業における収穫は秋冬であり、木が成長している最中の真夏の伐採は、材と産地としての評価を維持する上でも、よいことではない。 平成27年に原木市場を拡張し受け入れ態勢を強化したことは、どう効果があるか 月に1回の市を2回にすればすむことなのに、土場を拡張すれば、過大投資になる。引き取りに来るまでに時間がかかるとか、いい訳ばかりしているが、他産地では月2回は当たり前である。 むしろなんでもかんでも秦野と相模原に持ってこさせるような非効率でやる気をそぐようなことはこの辺りで止めにして、津久井と都留、山北町と小山町のように、互いに補完関係にある川上と川中が有効に機能するように仕向けることの方が余程 	坂井	個別意見(P13-6~7)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)	38	<p>大事である。助成対象を県内事業者に限定せず、木材文化を共有する地域内で有効に働くように制度をくふうすることの方が優先されるべきだと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規模の小さい産地は、産地間競争に巻き込まれたところで負け：遠くへ嫁がせてはない 県が想定している材の出口は、柱と合板とチップであり、全国規模で産地間競争が激しい上に、相場の影響をもろに受け る。大手に市場を奪われ続け散る街場の工務店や設計事務所が求めているのは、ハウスメーカーとの決定的な差別化であり、顧客に産地・銘柄・人柄を提案するために必要な情報である。日本人であれば誰でも、自分が食べている米の産地や銘柄を知 っているし、ちょっとの手間で生産者情報まで辿ることもできる。神奈川県の木材では、そうしたトレーサビリティの意義も無視され、認証材との差別化も不明であり、他の産地や都内の業者から見たら、売る気がないと思われても仕方がない。 <p>○ 高く売れなきや意味がない：安く売るくらいなら何もしない方がいい</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 8 年間で 1 万 m³(初年度 82 m³、平成 28 年度 1312 m³/80 棟)、平成 30 年度には年間 2000 m³の多摩産材の流通を目指す、TOKYO WOOD 普及協会の考え方 株式会社小嶋工務店(東京都小金井市) 代表取締役のブログ H28.11.29 要約 <ul style="list-style-type: none"> 多摩産材の普及か叫ばれ、様々な取組みがなされていますが、中々普及していない。 現在、弊社が群を抜いて多摩産材を使用し続けていますが、地方材との価格やブランド力を考えると、付加価値をつけない多摩産材には市場競争能力はない。 8 年前、弊社が多摩産材を検討した時も、そのままでは価値がないと判断したがゆえに、天然乾燥や、1 本 1 本の性能印字、オリジナルデザインの内装材、林業と一体となった家造りを皆で造り上げ、この事を取り入れた価値ある材だけを、TOKYO WOOD と名付けお客様に安心して購入して頂けるブランドにした。 最盛期 180 社以上あった秋川木材協同組合の製材所は、いま 16 社ほどに減少し、衰退の一途を辿っていたが、TOKYO WOOD ブランドを造ってからは、左肩下がりから、右肩上がりへと変わることが出来始めている。 ただ単に、木材を使用し普及させる事になれば、建売業者や、ハウスメーカーが量を増やし、単価を叩き、最後は林業製材業者を困窮させてしまう事になり、普及させる事が彼らを窮地に追い込む事になってしまう事を理解してほしい。 現在、TOKYO WOOD 普及協会 最大のテーマは、原木価格を 3 倍まで価値を上げ、山主さんが補助金をあてにしないでも、切りたいと思って頂ける状態を作りあげ、林業家、製材所が安定した経営ができるビジネスモデル。 第一弾として、日本一の性能を誇る性能とする事です。私達がこさえる、TOKYO WOOD を使用する住宅は、1 本 1 本の材はもちろん、住宅の耐震性、温熱環境、維持管理、長寿命保証システムを、評価機関や保証機構、損害保険会社、金融機関、製材所、林業家と造り上げ、東京で全て完結でき、建てた後も山の育成や管理に都民の方が参加して頂く仕組みにする。 自らの家に使用した木材を伐採した場所に、苗木を植えて頂き、30 年共に管理し、子供達と一緒に木を学ぶ木育を体感して頂き、30 年後には育った原木で、維持管理のための修繕部材にその木材を使用し、長く大切に東京の山と自ら建築した家を守って頂けるようにしたい。 その為にも、ただ普及させたいと考えるのは、浅はかであり、価値を高める為にも様々な分野にこの仕組みを説明にいきたいと思いますね。 利益だけを追求したいなら、外来材や地方材を使えばいい、私達の取り組みは 100 年先の東京の山や水源を守る活動だ 	坂井	個別意見(P13-6~7)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)		<p>と誇りを持って、東京で唯一存在している木材組合と突き進んでいきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 今どき、A材 B材 C材なんて、1つの目安に過ぎない 材の評価が、柱がとれる、節が少ないという画一的な評価は、建築や日用品市場の価値観から20年以上古い感覚である。神奈川県では、虫が入っただけで材がチップにされてしまう現状はあまりにも努力が足りないし、森林経営が不健全になつても当然と言わなければならない。何十年に一度、一生に一度のお買い物に勝負をかけるような単一思考の商売で、材価を安定させることは不可能である。また一生に一度のお買い物に、他の産地ではなく神奈川県産にでもらうことがよいかという説明は、どれも山側の都合を押し付けているだけで、購買意欲に適切に働きかけるだけの説得力は見られない。アンケートを実施してみればすぐにわかる事だが、柱がとれる材がいい材だと答える人は少数派であり、殆どの人は、身近に置きたい地域の木の製品は、日用品や家具だと回答するはずで、県は購買層への働きかけ方は、完全に時代錯誤である。 県がB材としている材でも、構造材として充分通用する材はたくさんある。今どきの住宅は、木を見せるところが殆どないし、マンションであれば柱すら使わない。節があるかなんて気にして、いい木を粗末にしていたら、苦労して植えてくださった先輩方は、皆怒る。 日常から木に親しんでもらうことが将来の需要を創出するのであるから、産地に最初に誘致すべきは、設計事務所ではなく、デザイナーや木工作家である。 地域材の売り方 地域材は、その地域の気候に応じた調湿効果や健康効果があり、また世代を超えた繋がりや社会貢献というかけがえのない付加価値を持っている。そうした木を求める人を探し、住宅資材を販売することはプロダクトアウトであるが、住宅資材ではなく、顧客層の嗜好を把握し、最初は家具や日用品などから入って嗜好を把握した上で住宅資材の需要に繋ごうとすればそれはマーケットインである。このプロダクトアウトとマーケットインという二つの考え方両方を理解していかなければ、柱がとれない材の価値を見出してそれをお金に代えるノウハウも、その流通経路を開拓する技術も生まれない。一生に一度あるかどうかのお買いものである住宅市場の競争は激しく、そのワンチャンスに、それまで全く馴染みのない品物が偶然に顧客から選ばれるなどということはありえない。材価安定の実現とは、こうした過程を一つ一つ獲得した先に起こる必然である。 		
	39	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林再生課発行「神奈川の林業再生の取組 平成28年12月版」から見える問題 <ul style="list-style-type: none"> 見えない出口戦略 森林の再生と循環利用を進めたいのであれば、材価を上げることに専念するしかない。あと10年で助成財源が一気に減る前に、事業者の経営基盤を安定させる必要があるからだ。 林業は、搬出量を増やしてもよくならない 現在、県が林業の振興の目安としている数値目標は、年間搬出量(m³)しかない。この生産目標=数量という目標の立て方は、旧ソ連など、旧共産圏の発想である。ラジオも婦人服も時計もブルドーザーもテレビもすべて、生産目標は売り上げや利益ではなく“t”で、その仕組みが後に迎えた結末は、国の崩壊と知識層の国外流出、貧困層の拡大、資本主義への過度な依存と抨金主義への傾倒であった。 もし本当に山をよくしたい、林業をよくしたい、と思うのであれば、掲げるべき目標は、カスケード利用の度合いや、有効利用や優良材の普及度合いなどでなければならない。 	坂井	個別意見(P13-6~7)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
4 間伐材の搬出促進(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> 県内ブランドを支える気概：神奈川県産材は、他県に持つて行けば5割増しで売れる 「多摩産材」同様「神奈川県産材」というだけでブランドになる訳ではなく、そこには更にきめ細かな対応が必要で、県の職員自ら、「筈沢は昔から杉のいい材がとれるところだと言われています」とか、「この檜がとれた地域は、吉野や木曽にも通用する品質の材が出ているところです」といった、自信を持って積極的に売り込む気概が必要だ。 折角運んで来てくれた材に対して、林業センターの職員が、虫が入っているからと突き返すことがあるようでは、材の有効利用や付加価値創造など夢のまた夢である。 県が破壊した、林業文化と加工流通のプロセス 流通市場を歪め県内に市場を限定させたのは、水源という言葉の呪縛である。神奈川県の住宅着工戸数は大きいが、しかし総合的に流通を考える上では、そこには合理性がない。 山を川上とし、製材所を川中とし、消費地を川下とする言葉は、昔の木の流通市場を表す用語であるが、今は途中にダムがあり、流通の中心は自動車道である。だから、相模原の川中は山梨県、川下は中央自動車道の先の新宿であるし、丹沢の川下は東名高速の先の青葉、麻生、世田谷～目黒一帯ということになり、営業対象は、その地域で活動する工務店や設計事務所、木工業者や雑貨店ということになる。 こうして地域に元々あった流通加工の流れを県が否定し、助成金システムに都合のよい、林業センター中心の仕組みに作りかえてしまったことで運送経路が変わり、効率が下がり、結果として、貴重な木材文化の担い手である製材所の経営まで成り立たないような状況をつくり出してきた。 一般会計で行われるこれらの事業の焦点がずれているために材価は低迷し、平成25年度までの2年間で、材価は2割も暴落したが、平成26年度も更に下がり、平成27年度は同水準を維持し、やや小康状態と言ったところである。この状況において、一般会計よりも多額である水源環境保全税を使って、原木市場を拡大し、搬出助成を行っても、更なる材価の下落を招くだけあり、先人が植えてくださった山を、相場が一番下がっている場面で叩き売らせていることになる。 丹沢山地の姿は、遠く埼玉県と栃木県の県境からも、富士の裾野にかかる青い襟飾りのようなその姿を眺められる。小田急線や京王線を利用して、多くの都民が丹沢大山を訪れ、ファンもたくさん獲得している。東京という日本一大消費地に最も近い林業地という最も恵まれた場所にありながら、その優位性も生かせず、結果が出ないのを市場のせいにしていては、消費者から愛想を尽かされても仕方がない。 県の施策間の不整合の方が問題としては大きい 「水源環境税終了後」に触れているが、流通の仕組みを変える気配はなく成果は期待できない。 県と国の施策の整合性を重視するとしているが、そんなことより問題なのは、県の一般会計と水源環境税の事業の不整合である。 水源環境税の導入に至った大きな理由が、森林に後継者がいないことと、材価が安くて林業が単独では成立しないことであったはずで、そうであれば県の一般会計の事業には、水源環境税終了までに、材価を安定させ、他の職業との両立が可能な業態を創造することに、全力で挑む責任があると思う。 		
5 地域水源林整備の支援	40	○ (質問) 水源の森林エリア内の一部の集落周辺の森林で見られる「地域特有の課題」とは何か。	服部	その他 ※別途回答

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
5 地域水源林整備の支援(つづき)	41	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境税の公益的機能重視が、地域と森林の距離が離している 水源環境保全税が公益的機能を強調する余り、森林=水源といった極端な解釈の余地をつくり、市町村の林務体制の弱体化と同時に、地域社会が林業を軽視するという弊害も起きている。結果として水源環境税が地域と森林との距離を近づけるどころかかえって遠くしている。 	坂井	個別意見(P13-7~8)
	42	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の予算が、市町村と林務の距離を離している 県が強大な予算を持ちすぎたことで、森林整備は県がやることという風潮になり、市町村の林務は逆に手薄になっている。水源環境税は、市町村と林務の距離を近づけるどころか遠くしている。 	坂井	個別意見(P13-7~8)
	43	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境税が、市町村の林務の補強に使われなければ意味がない 他県では、超過課税を市町村始め地域の林務の指導育成に使えるようにしているが、水源環境保全税もそれに倣い、地域の林務強化に使われてこそ、本当の意味の地域水源林整備の支援をしていると言えるのではないか。だから県は市町村に対し、人的な支援を行い、森林の整備計画や、作業道の指針づくりなどへの協力に向けて職員の技量向上を図り、広い視野と信念を備えた指導者の育成を図ることを優先すべきである。 	坂井	個別意見(P13-7~8)
6 河川・水路における自然浄化対策の推進	44	<ul style="list-style-type: none"> ○ (総括本文の修正) 合併処理浄化槽対策が有効な手法として事業化されたのであり、実績がないというのは、課題解決に向けての取組がなされていないということで、「できれば河川整備と併せて生活排水対策も進めることができたい。」との記述は、県民会議として浄化処理対策を進めて行くべきとの姿勢であるならば、表現がゆる過ぎる。 	服部	総括本文(P6-7)
	45	<ul style="list-style-type: none"> ○ ダム湖下流域における生活排水が河川に流入することによる水源水質に与える影響が今後の課題としてあげられており、今後の水質保持・向上に期待が持てる。具体的にどのようなことがあげられるか次年度の報告書では明記して頂きたい。 	中門	個別意見(P13-8)
	46	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境保全・再生事業のあり方として、水の十分な管理や水質保持の観点から水と土砂を一体のものとして施策を考えいくことが今後の課題であり…と記載されている。用水路や小さな河川では自然石などによる礫間浄化による効果が大きいことが理解できる。 上流にダムがあり、水量を調整された相模川等では土砂の自然流下による水質の浄化作用は小さくなっている。土砂管理を含めた河川整備計画と一体化した事業立案が必要ではないかと考えます。急には難しいと思われる所以、年度報告の中にダム集水域の水質に加えてダム湖下流域の水質を情報提供して頂きたい。 2次的アウトカム「水質の確保」が数値で確認できると良い。 	中門	その他 ※水質データについては別途提供する。
	47	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度に作られた「生態系に配慮した河川・水路等の整備指針」 市町村の担当者にも地域の住民にもわかりやすく、官民が一体となって地域の誇りを取り戻し、地域の身近なところで共に美しい故郷をつくることに参加しやすくしている。 	坂井	個別意見(P13-8)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
6 河川・水路における自然浄化対策の推進(つづき)	48	○ 地域の人が誇りに思える河川は、付加価値が高い 河川の連続性や生き物の往来を阻害している魚道のない古い堰堤に魚道を設置し、本来の生物の生息環境を確保する必要がある。他県の事例からも、そこに生き物が増え、作物がよく実るなど、その成果が誰の目にもわかるようになれば、観光にも学習にも力が入る。地域文化の活性化と共にその後の付加価値も期待できる事業である。	坂井	個別意見(P13-8)
	49	○ 置き去りにされたままのモニター結果 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、寄地区内で排出先が県の管理する川か松田町が管理する川かに分かれているために一体的な対策を妨げている問題は、いまだに議論されていない。早急に議論の場を設ける必要がある。	坂井	個別意見(P13-8)
7地下水保全対策の推進	50	○ 事業内容は地下水かん養や水質保全対策を掲げて実施され計画に対しての進捗は順調に推移していることが見てとれる。 しかし、水質保全や地下水汚染対策を実施した結果としての数値目標が明確になっていないので、定量的な効果把握ができないのではないかと思う。 7－7ページの秦野市での事業実績では環境基準を超過しているものの、長期的にみると減少傾向にあると抽象的な記載になっている。環境基準値を追記して、現状はどれほどの超過があり減少傾向がいつの時点で環境基準値内になるのか見えるようにしないと事業の正しい評価ができないのではないかと思われる。…7－7ページのグラフで目盛り10が環境基準だとしたらまだまだ課題が多いように見える。	中門	個別意見(P13-8~9) その他 ※P7-7グラフに記載済み
	51	○ 7－9ページの地下水汚染状況（平成22～25年度）のコメントは、地下水を主要水源としている地域の環境基準値超過地点がどれくらいあるかがわかる記載をした方が良いと思うが如何でしょうか。	中門	その他 ※P7-9表に記載済み
	52	○ 足柄平野での調査・研究の成果とこれまで行われた事業モニターの結果を、県民会議のホームページから同じ事業のくくりの中で見られるようにする必要がある。	坂井	個別意見(P13-8~9)
	53	○ 足柄平野の地下水調査については、事業モニターが実施されていない。	坂井	個別意見(P13-8~9)
8 県内ダム集水域公共下水道の整備	54	○ 事業進捗状況から見た評価 公共下水道の整備 進捗率18.7% ランクD 合併処理浄化槽の整備 進捗率32.8% ランクD 市町村が実施する公共下水道の整備を支援する内容ではあるが、第2期5か年の下水道普及率の事業予算執行状況は超過、下水道普及率は進捗率が低い。 支援の内容としての公共下水道整備促進は計画通りに実施できているが、市町村が主体となって実施する末端の下水道に接続が進まないことが進捗促進を阻んでいる原因と考えられる。 高齢者や居住者の少ない宅地からの接続は早期に実施することは難しいと判断されるので、地域の実態把握による現実的な目標に見直して効果的な計画促進に繋げて頂きたい。世帯人口に応じた分析と設置目標を掲げて対応する。 水質浄化目標値が明確になり、水質目標達成が可能であれば下水道普及率100%でなくても良いのではないかと思われる。	中門	個別意見(P13-9~10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
8 県内ダム集 水域公共下 水道の整備 (つづき)	55	<ul style="list-style-type: none"> ○ 唯一行われた順応的管理の実例：称賛されるべき目標の修正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大綱が掲げる実現不可能な目標設定の現実路線への転換：平成29年度からの予定 <p>県が大綱で過疎が進むダム湖の上流地域に、下水道か高度処理型合併浄化槽かの二者択一、平成38年度末までに100%という実現不可能な目標を相模原市に要求し、長く見直す機運がなかったことは、水源環境税が「税制の議論はしたが中身の議論はこれから」とする説を裏付けるものである。</p> <p>例えば下水道管が通っても、基準を満たした新しい浄化槽を使用しているご家庭の場合、下水道接続にも別途工事費が発生するから、相模原市役所と言えども、今あるものを放棄してすぐに切り替えろなどとは言うことはできないのであり、これまで県が相模原市に求めていたことは、こうしたお宅が1軒もないようにしろという無理難題であり、非現実的な目標の押し付けであった。</p> <p>それが平成29年より、この硬直した目標から、生活排水処理率に視点を変える方向に見直しが進んでいることは、相模原市の自主性を担保する上でも、適切な対応である。</p> ・ 相模原市役所も現実路線への転換を図っている <p>現在の計画達成時期を平成31年度末から平成37年度末に修正したことは、無理なく進めるためにも現実的な対応である。また県の過大な目標に対し、浄化槽の申請が多いときは浄化槽を、少ないときは下水道と、弾力的な対応に転換したことは現実的な対応で評価できる。</p> ・ 県は状況変化への順応に10年かかる <p>過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に10年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。もっと早い対処はできないのか。</p> 	坂井	個別意見 (P13-9~10)
	56	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成果と新たな目標は具体的に <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成度合いは、単純に処理率で表すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 下水道が通り、接続したお宅 ② 下水道には接続してはいないが、元々基準を満たす合併型浄化槽を利用していたお宅 ③ 高度処理型でなくとも元々基準を満たす合併処理浄化槽を利用していたお宅 ※ この場合は、法律に違反している訳ではないし、浄化槽の高度処理型への転換や下水道接続は、助成があってもそれなりの費用がかかる。現在も一社独占を続ける高度処理型とするかは、地域の自主性に任せるべき。現時点における責任を果たしている県民に対してその先まで追求させることは、県のとるべき態度ではない。 ・ 生活排水処理が着実に進み、計算上ではあるが汚濁負荷は確実に軽減されている。 	坂井	個別意見 (P13-9~10)
	57	<ul style="list-style-type: none"> ○ 負担増と将来展望 山間部の下水道は、いつまでもお金がかかる <ul style="list-style-type: none"> 生活排水対策が遅れている地域をなくすという相模原市のねらいも、水質の面で見れば有効と言えるが、地形の複雑な地域に設置した高コストの設備の長期の維持管理や、中山間地域の人口動態など、総合的な判断は、相模原市の皆さんがどう 	坂井	個別意見 (P13-9~10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
8 県内ダム集水域公共下水道の整備(つづき)		<p>考えるかが最優先であって、県が目標を押し付けてよいものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来の維持管理費用の見通しは厳しい 緩やかな勾配が続く田園地帯で、家は細い路地沿いに建つ。奥は農地で家の数は多くない。複雑な地形を克服するために設置するマンホールポンプは、最終的に200ヶ所。年間費用は1ヶ所あたり、点検10万円・電気代13万円、計23万円で、200ヶ所の維持費は年間4600万円を超える。相模原市は高度処理型合併浄化槽も市町村設置型であり、これを更に拡大すれば、下水道使用料で維持費を賄うことは不可能だ。 システムの安定性と、災害に強いシステムの選択 マンホールポンプを多用した下水道の仕組みは経費もかかるし、停電等システムの安定性には不安が残る。大きな災害が起これば、下水処理場や下水道は地域全体が直らないと復旧せず、復旧に時間がかかるが、その点、浄化槽なら電力が復旧次第すぐに使える。 また、災害を契機とした大規模な人口の流出はどの地域でも例外なく起こる。災害という地域存亡の危機を乗り越えるには、浄化槽の方が強い。 相模原市には、自分達の地域の社会共通資本としてふさわしい仕組みを堂々と選択し、県に突きつけるくらいの意気込みを見せて欲しい。 県のあり方：国庫からの助成が減った分を県で補てんし、目標達成を進めた これを相模原市が強く望んだものであれば問題はないが、下水道という将来に大きな負担を強いる事業においては、そこまでして県が推し進めることがよいのか、立ち止まって議論することも必要だ。県の役割は、自治体がしたいと思うことを応援することであり、置かれた条件が異なる自治体に、一律の制度と目標を押しつけることではないからだ。 河川の水質という視点から見れば、山梨との県境から取水堰の間の生活排水処理にはばらつきが大きい。県は人口密度が低く過疎が進むダム湖の上流を標的にしているが、ダムと取水堰の間にはもっと人口が多く、優先的に対策すべき地域がいくつも存在している。ダム集水域というだけで、長期に費用負担が大きい下水道の助成を推進する事業の意義はあまり感じられない。 		
9 県内ダム集水域合併処理浄化槽の整備	58	<p>○ 唯一行われた順応的管理の実例：称賛されるべき目標の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 大綱が掲げる実現不可能な目標設定の現実路線への転換：平成29年度からの予定 県が大綱で過疎が進むダム湖の上流地域に、相模原市では市町村設置型の下水道か高度処理型合併浄化槽かの二者択一、山北町では個々に高度処理型合併浄化槽を、平成38年度末までに100%普及させるという、実現不可能な目標を要求し、長く見直す機運がなかったことは、水源環境税が「税制の議論はしたが中身の議論はこれから」とする説を裏付けるものである。 例えば既に基準を満たした新しい浄化槽を使用しているご家庭の場合、付け替えには別途工事費が発生するから、いくらなんでも今あるものを放棄してすぐに切り替えろと言えるわけがない。県がこれまで過疎が進むダム湖上流の地域に求めてきたことは、こうしたお宅が1軒もないようにしろという無理難題であり、非現実的な目標の押し付けであった。 それが平成29年より、この硬直した目標から、生活排水処理率に視点を変える方向に見直しが進んでいることは、相模原市と山北町の自主性を担保する上でも、適切な対応である。 今更現実路線への転換を言われても困る山北町 	坂井	個別意見(P13-10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
9県内ダム集水域 合併処理浄化槽 の整備 (つづき)		<p>相模原市の場合、範囲が広く、計画達成時期の修正には意味があるが、ダム湖上流に人家が少なく、早々と高度処理型を普及させてしまった山北町は、今更現実路線と言わざるも、すでに築2~3年の新築同様の基準を満たした合併処理浄化槽まで取り替えさせた後である。ただ、一部の事業所にとっては、経営の自主性が担保され、地域経済への打撃も軽減されるという点においてよいことであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は状況変化への順応に10年かかる 過疎が進む地域に下水道と高度処理型合併処理浄化槽以外の選択肢を与えないという傲慢な目標を、生活排水処理率に修正し、順応的管理が機能した稀有な例として評価するが、修正に10年も要したことは、県の順応力の低さを証明することにもなっている。もっと早い対処はできないのか。 		
	59	<p>○ 目標がおかしいと、結果も歪む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一社独占状態の製品の設置を100%義務付けるという目標は明らかにおかしい。施策大綱がつくられた平成17年以来、価格の努力もなく、性能の向上もなく、維持管理費も他より高く、完全売り手市場の商品を推進すれば、高齢世帯を追いつめ、地域経済を冷やし、行政の公平性も問われる。 県が最も恐れなければならないことは、既存不適格でもない県民に高度処理型の設置を推し進めることで、水源地域における信頼を失うことである。県には、業者ではなく県民の側に立ち、自ら新たな研究を行って県民の生活の質の向上に資するよう資金と人材を分配することが期待されている。 ・ この事業の目的は、富栄養化したダムの水質改善事業であるから、目指すところは水質であり、高度処理型合併処理浄化槽普及台数であってはならない。また100%普及させるという目標も、県民に高度処理型を強要し、または他の水質浄化策の選択肢を否定することになり、これは根拠のない私有財産への過剰な干渉であり、妥当でない。 ・ 净化槽は、頻繁に買い替えるような品物ではないので、新たに購入する際に助成が使える財源が用意されていればよいのであって、目標を立てて進めるような事業ではない。まして建てて間もない新築同様の建物で、既に基準を満たした合併浄化槽が設置されているのに、それをまた高度処理型に付け替えさせるようなことを求めることは厳に慎むべきである。 ・ 下水道整備以外の選択肢を高度処理型合併処理型浄化槽と限定して考えることが、他の選択肢の排除につながっており、それが地域ごとに異なる実情の把握や、他県で進められているような多様な手法の開発の遅れにも繋がっている。県には、地域の実情に合わせた手法や技術の開発を支援し、地域に付加価値を高めるための役割を果たすことが求められる。 ・ この事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、上流域を特別対策事業から外すことが妥当である。また丹沢湖が対象であれば、同等の水質水準である宮ヶ瀬湖上流も対象でなければ、県の方針は矛盾する。 	坂井	個別意見 (P13-10)
	60	<p>○ 高度処理型合併処理浄化槽への執着：県が自治体にかける見えない負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が求めてきた「高度処理型合併処理浄化槽」は、特許が切れる頃だと思うが、今もフジクリーン1社で、改善提案が出にくい状況が続いている。 ・ 山北町の丹沢湖上流と津久井地域は、高齢化と過疎が進行し1世帯あたりの平均人数は約2人であるが、フジクリーンの一般家庭用の浄化槽は5人槽だ。2人の世帯では高額な電極板がまだ使える状態で交換されており、市町村設置型を選択している相模原市では、住民は使用量に応じた下水道料を支払うため、利用度合いの低いお宅の維持管理にかかる市の費用負担は割高に 	坂井	個別意見 (P13-10)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
9県内ダム集水域 合併処理浄化槽 の整備 (つづき)	61	<p>なる。また山北町の場合は個人が負担するため、これまでに比べ維持管理の費用は大幅に増加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> こうした状態を改善する方法としては、人数が少ないお宅が2軒で1基の5人槽を共用すれば、電極板も最後まで有効に使われ、点検費用も折半できる。また8人槽～10人槽を3～4軒で共用すれば、処理効率も向上するし、既存の浄化槽よりも維持管理費が安くなり、高度処理型への移行が進む。既に設置済のお宅の最も現実的な対応は、電極板を交換する頻度の調整が考えられる。 相模原市の場合、この維持管理費用は下水道料の中から支出するため、高度処理型合併処理浄化槽の維持管理費用は、相模原市の下水道財政を圧迫し、市の下水道事業のバランスを崩す原因になっている。県の硬直したコスト高の体質を地域に押し付けてはいけない。 <p>○ 対策すべきところはもっと他にある</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒匂川の上流の酒匂川のキャンプ場群の中には、無処理で川に垂れ流し続けているところがある。遅れている事業の加速という視点で考えれば、こちらの改善指導や是正こそ、優先して取り組まれてよいことである。 取水堰は河口に近いところに置かれていることを考えても、対策地域をダム集水域と限定することに大義はなく、2つの河川全体を見て、課題を抱えている部分に集中して対策が行われるべきである。人口は中流～下流に集中しているし、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所が多い。今後は、こうした対策に取り組む意欲の高い自治体を支援する方が改善効果は得られる。 現在酒匂川の飯泉取水堰の水質に大きな問題がないことを考慮し、優先順位を決めて進めた方がよい。 すでに設置に応じてくださった地域の方々の努力に対しては、看板を設置するなど、都市住民に水源地域の努力を伝えて欲しい。 	坂井	個別意見 (P13-10)
10相模川水系 上流域対策 の推進	62	<p>○ 桂川清流センターでの「凝集剤による全リンの負荷軽減量（理論値）」</p> <p>H26年度から設備が稼働開始して、放流水リン濃度目標0.6mg/LをH27年度も年間での平均値では過達している。しかし、月ごとのばらつきが多く目標値を超過している月も見られる。</p> <p>桂川清流センターで作成している報告書に詳細が記載されているが、まだまだ定着せず課題も見られる。共同事業としてのリン除去設備が早期に安定して効果的な保全対策となるように見守って頂きたい。</p> <p>定着後は放流水リン濃度の低下によるダム湖水質との関係を再確認して、2次のアウトカム「良質な水質」に繋がるように効果検証を継続して頂きたい。</p> <p>他方、桂川流域では公共下水道普及率が低いという大きな課題もある。</p> <p>相模ダム流入までの生活排水対策全般について把握し、山梨県側と水質浄化に必要な協議を進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>○ 上流と下流は、何千の昔からもめごとが絶えない。「どうしたら上流と下流は仲良くできるか」は、世界の普遍的な課題でもある。仲良くする方法はただ一つ、互いに会つたらまず「いつもお世話になっております」と挨拶をする以外にはない。山梨県の皆さんにお目にかかる際も同様、こちらから「いつもお世話になっております」と声をかける謙虚な姿勢が必要である。</p>	中門	総括本文 (P10-7)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
10相模川水系上流域対策の推進(つづき)	64 65 66	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広葉樹の森づくり事業に関して、写真で見る限り、整備後より前のほうが水源涵養機能が高い様に見受けられます。効果が認められているのであれば、もっと適切な写真を掲載したほうがよいのではないか。 ○ この現場に関しては、広葉樹を植栽するよりも人工林針葉樹の間伐と自然遷移に任せた方がよかったのではないか。 あるいは、水源涵養機能の増進を目的とするのであれば、植栽した広葉樹苗に対して食害防止ネットを設置するよりも植栽地全体を柵で囲うなどして下床植生含めて面的に植生回復を図るほうが望ましいのではないか。 シカの多い地域であろうことを考えると、整備後に林内が明るくなることで回復する植生は、シカのエサとなり、かえって下床植生の減少、および急傾斜ゆえ土壤崩壊などを引きおこすのではないかと懸念する。 ○ (質問) 広葉樹の森づくり事業について、目的は針葉樹人工林を広葉樹に転換していくことでしょうか。 	長繩 長繩 長繩	その他 ※別途回答 個別意見 (P13-11)
11水環境モニタリングの実施	67 68 69 70 71 72	<ul style="list-style-type: none"> ○ (質問) 水源環境保全再生の20年間の取組期間中に対象流域法による水の流出特性の変化を検証することができるのか。モニタリングを行っただけということになりはしないか危惧している。見通しはどうか。 ○ (質問) どのような事象でもって、溪流沿いで除伐・伐採をしなかったことにより施業の負の影響が軽減できる可能性が示唆されたといえるのか。 ○ 対象流域法と河川モニタリングの情報を県民にわかりやすく伝える努力を 対照流域法や河川モニタリングなど、県が行う大規模な生物調査などは、市町村が行えるような調査ではないことから、ホームページでの情報提供が期待されてきた。そして9年が経過し、この度やって自然環境保全センターのアドレスに掲載されるようになったが、県の水源環境保全税のページからは今も統一的に見ることができない状況が続いている。 ○ 土砂移動の実態を分かりやすく伝える努力を ダム湖への土砂の流入量や状況調査の結果や、その発生源と発生原因をに関係する情報は、別の部署のホームページに掲載されているため、水源環境税のホームページでまとめて見られるようになることが期待されている。 ○ ダムの堆砂の問題の重要性も伝える努力を ダム上流域の土壤流出とダムの堆砂の問題は、県内外で関心が高いので、これまでの経過と現状だけでなく、将来の見通しや対策も、積極的に説明する必要がある。 ○ 森林のモニタリング調査に関しての詳細は、WEBアドレスの記載のみとなっていますが、河川のモニタリングのように調査結果の概要を示すことはできないのでしょうか。ぜひ記載していただきたいと思います。 	服部 服部 坂井 坂井 坂井 長繩	その他 ※別途回答 その他 ※別途回答 個別意見 (P13-11~12) 個別意見 (P13-11~12) 個別意見 (P13-11~12) 報告書反映 (P11-6, 11-9)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
12県民参加による仕組み	73	<p>(事業の点検・評価について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民会議のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民会議の形式化、予定調和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2つの委員会と3つのチームの書類のおさらい以外の話題がない ・ 自分達が準備した以外の話題は歓迎されない。本質的な課題提起に時間を割かないので、枝葉末節の話題は時間をかける ・ 座長が時間内に適当にまとめて進めてしまうため、その先の議論ができない ・ 県職員の回答がずれていても、再反論の機会が与えられない ・ 会議の前の打ち合わせに、モニター・フォーラム・コミュニケーションの各リーダーを参加させていないため、会議の議論に広がりがない。 ・ 機能していない施策調査専門委員会：停滞の実態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間を通じた活動の目標や、継続した議論がない ・ 委員から出された意見（点検結果・モニター）の検証が行われていない ・ 点検結果報告書に対する主体性がなく、編集と校正に時間をかけすぎている ・ 他の委員・チームとの交流がない ・ 女性の委員がいない。視点・論点が偏る。 ・ 林業の専門家が不在：県内の林業・製材事業者が破綻しても仕方がない <p>森林に起きている、活動形態や林業のあり方、技術、働き方などの時代の変化を正確に事業に反映するためにも、委員には林業の最新事情に通じた専門家を配置する必要がある。大綱がつくられた平成17年から現在までの約11年間で、技術が進歩すると共に、時代が流れ、大災害を経験して人の意識も変わっており、事業の点検に当たっては、全国で起きている新しい動きを把握し、よく消化したうえで、あらためて神奈川県の進め方を見直すことが求められているからである。</p> ・ 委員の能力を最大限に生かす仕組み：出された意見を討議する場の不足 <p>県民は、委員は常に情報を収集し、その中から最新の情報元に意見を言ってくれていると信頼してくれているはずであり、委員には現場での裏付けをとった上で発言する責任があるが、現実には、現場を見る努力が足りない委員がいることも事実である。また同時に、個別の問題を討議し、委員の技量を向上させる仕組みも不足している。</p> ・ コミュニケーションチーム 停滞の原因 <p>点検結果報告書やモニターの議論が未成熟で、県民に発信できる情報がない。 10年近く経過してもホームページ全体がつぎはぎで、改善が難しい</p> 	坂井	個別意見 (P13-12~14)
	74	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業モニターの実施方法と結果の扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ モニターの実施にあたっての問題点：モニターの進め方 <p>委員の1年目は、導入編・入門編として、現在進められている事業のモニターから始め、次年度は応用編として、何かしらの問題を抱えている現場を見るのが常道であると思うが、平成26年度、新たな委員を迎えてすぐから行われたモニターは、県有林や丹沢大山以外の場所の鹿の増加など、水源環境保全税が使われていない、判断の難しい本来のモニターにはないような現場ばかりで、一般的な森林整備の現場を殆ど見ないままに平成27年度を迎えている。</p> 	坂井	個別意見 (P13-12~14)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
12県民参加による仕組み(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> モニターは目的と準備がすべて：準備が成果を決する。成果は準備がすべて モニターに行く以上は、そこに何か問題があつて委員が見ておく必要があるとか、これから実施するにあたつて委員からの意見を聞きたいなど、目的が明確でなければ意味がない。何が問題で、どこで委員の意見を聞きたいのかが伝わってこない。県側の説明不足もあって誤解から必要以上に厳しい意見を書くと、水源環境保全課から電話で呼び出される。「委員はもっと普通の人の言う意見を言え」と言われ、自分達で用意した意見の代替案を受け入れろと言う。元々誤解の原因は県の側の準備不足にある。県が委員各人の表現の自由や存在理由を否定してよいのか。 また、過去のモニターでも多くの委員が疑義を呈したことがあったように、一般会計の事業との接点にある問題や、制度そのものの改善を求める意見を書いたことについても、モニターの範囲を理解していないのは問題であるかのように言われた。どうして今回に限つて問題になるのか尋ねたが、回答なかつた。水源環境保全課は、平成27年6月1日に、課長・副課長が総入れ替えとなつて、時間が足りない事情は深く酌むが、自分達の価値観を超えるものは一切認めないというのでは困る。これまで県民会議が積み上げてきたモニターの成果や過去の経緯を受け入れ、更に進歩するための協力をお願いしたい。県民会議の成長を心から願う者として、どうしてもこのことだけは譲ることができないことをご理解いただきたい。 モニターに、森林や河川の当事者を参加させる必要がある。 森林所有者や地域住民が参加しなければ、将来超過課税がなくなった後を引き継ぐべき人材は確保できない。 放置されている事業モニターの結果 大多数の委員から指摘を受けたワイルドライフレンジャーの1年契約という処遇の改善問題。点検結果報告書に書かれているだけで、何も検討されていない。 平成26年度のモニターで大多数の委員が改善を求めた、寄地区内で排出先が県の管理する川か松田町が管理する川かに分かれているために一体的な対策を妨げている問題は、検討されていないだけでなく、点検結果報告書にも書かれていません。 議論されない事業モニターこそ税金の無駄使い 無駄遣いにならないように努力しなければならないのは、施策調査専門委員会と県である。 <p>(市民事業の支援)</p>		
	75	<p>○ 森林ボランティアの育成の前に、木材の販路拡大 神奈川県の市民事業を盛んにしようとするなら、県は下がる一方の材価を上げる努力が必要である。林業事業者の経営が助成金ぬきには成り立たない状況から見ても、今のままでは、他県で売った方が高く売れるのだから、活動場所を他県へ移そうと考える団体が出るのは当然の流れである。 市民事業団体の経済的自立とて最も有効な手段は薪の販売であり、日本製の高性能の薪ボイラーや薪ストーブの普及はその大きな助けになる。架線集材技術や、架線や薪を作る資器材の購入の助成を促進すべきである。</p> <p>企業のC S R担当窓口からは、神奈川県は真剣に林業をやる気がなく、魅力がない場所と映っている。企業は、誰と何をすると効率的かを瞬時に見極めており、選ばれるところと選ばれないところの勝敗ははっきりしている。</p>	坂井	個別意見(P13-1~4)
	76	<p>○ 野生動物との共生も大事なテーマ 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、閑免許の取得に道を拓くことも活動の活性化に効果が期待できる。</p>	坂井	個別意見(P13-12~14)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
12県民参加による仕組み(つづき)		鹿や猪の活用をテーマとした団体を探して助成するなど、県もビジョンを持って可能性のある団体を発掘・育成するくらいの姿勢が必要がある。		
	77	<ul style="list-style-type: none"> ○ これからは、ボランティアよりソーシャル・ビジネス 団体には、人とお金が足りないという意見がよくあるが、その視点からは何も解決しない。 まず課題解決型の事業モデルを作り、その収益によって地域の人を巻き込んで課題を解決することができる。事業モデルを作る総合力と実行力のある人材を発掘し、支援すれば、簡単に若返りを図ることもできる。 <p>(県民に対する普及・啓発、情報提供、県民からの意見集約)</p>	坂井	個別意見 (P13-12~14)
	78	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放置されているフォーラム意見とアンケート <ul style="list-style-type: none"> ・ フォーラムやもり・みずカフェではアンケートを実施しているが、そこに書かれた個別意見の分類や分析は行われないままに放置されている。フォーラムには、県よりも現場に詳しい方も来られているし、もり・みずカフェも、専門家が訪れている。それら中味は、ご意見をお預かりした県民会議の責任において慎重に吟味する必要を感じる。 ・ コミュニケーションチームは、これら放置されてきた意見のうち、平成24年度から27年度の分を分類集計し、施策や委員の参考として活用できるように整理した。 	坂井	個別意見 (P13-12~14)
	79	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県と有識者の自己満足に税金が使われた“経済評価” <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済評価より大切なものは経済波及効果 地に足のつかない経済評価よりも、県内における連環を示した経済波及効果の調査の方が有益であることは、誰の目にも明らかだと思うが、県はこうした伝統的な手法よりも最新流行の手法に拘り、出てきた荒唐無稽な数字を持って自分達の仕事を正当化することの方に関心があるようだ。それで県民が喜ぶかという視点は欠けている。 ・ 意見を誘導する偏った設問にもかかわらず、水源地域ほど低かった支払意思額 何度も指摘しているが、水源地域では、水源環境税を支払った上に更に重い負担がかかっている。支払意志額の数字には、如実にそれが反映されてきているのではないか。折角お金をかけて実施した膨大なアンケートなのだから、生かせる結果を生かさなければ、何のための調査なのか。 ・ 結果も個別の意見も公表されない 調査実施にあたって、経済評価を指導された長崎大学の准教授は、「個別の意見もおろそかにすべきでない」と書いている。私も、経済評価の会議に出席し、情緒的に偏重した意見を排除する上で次のような情報や配慮が不可欠と感じたので、参考までにここに記す。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業を実施したことによる経済波及効果と共に県が把握している県内の経済連関を示す情報 2. これまでの事業の成果と弊害・問題点 3. 他県の制度との違いや、自助に対する公助の介入など、他県の制度との違い 4. 超過課税終了と同時に、なくともやっていける仕組みがどのくらいできているか 5. 超過課税終了後に発生する問題の解決方法 6. 県の実施する事業の具体的な内容 	坂井	個別意見 (P13-12~14)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
12 県民参加による仕組み(つづき)	80	<p>7. 少数意見の尊重</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不十分な情報発信：10年経っても情報が整理されないホームページ 　コミュニケーションチームは、平成26年度、点検結果報告書やモニターの結果が見やすいうように、ホームページの表紙の整理を行ったが、それはあくまで施策の基本的な情報を項目ごとに検索できるようになっただけで、その後の事業の展開を説明するには至っていない。今後は、各事業の進展や課題が見えるように更なる改善が求められている。 	坂井	個別意見(P13-12~14)
	81	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「森は水のふるさと」と「支えよう！かながわの森と水」を教育現場に普及する 　森林や河川の問題を学校で取り上げる機会を増やせないかという議論があり、公募委員の努力で、寒川町の小学校、大学での教員免許更新講習、大学生による現地調査など、少しづつ活用の道は開かれてきたが、まだまだ少数である。 	坂井	個別意見(P13-12~14)
	82	<ul style="list-style-type: none"> ○ フォーラム参加者の多様性 　公募委員の努力により、フォーラムやもり・みずカフェに大学生を招き、委員と共に県民との対話に参加してもらう試みが始まったところである。 　今後は、学校の先生向けの講演会や交流の場を提供してはどうか。 　藤沢で開いたフォーラムでは、若くて話題性と発信力のある講演者と、現場で実績のある講演者を揃えたことで、これまでにない層の来場者があった。県のフォーラムのイメージを変える努力は引き続き必要。 　フォーラムでは、直接事業に関わっている人の講演も有意義であるが、水源環境税や神奈川県を一步引いたところから客観的に見ている人の講演も受け入れる度量や余裕も必要である。 	坂井	個別意見(P13-12~14)
13 施策全般・その他	83	<ul style="list-style-type: none"> ○ (質問) 各事業の達成率とは別に、投入予算の消化率が詳述されていなかったように思う。それぞれ全額使い切ったという受け止め方でいいのか。 	林	その他 ※別途回答
	84	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元々存在しない水源環境保全税の定義 　神奈川県の超過課税制度は、超過課税という制度を新たに設けることに目的があり、制度の創設にあたっては、候補となりそうな事業を分野を問わず書き出した。その中で共通点を探し、都市住民の心情に訴えやすいと狙いを定めて「水源環境保全税」という分野を選択し、関連がありそうな事業を寄せ集めて特別対策事業はつくられた。 　だから、この税制がつくられた当初から事情を知っている県の職員は、口を揃えて「税制の議論は行われたが、内容の議論はこれからだった」と言っている。 　このように、内容の議論が未熟なまま施策大綱が作られ、後のことは順応的管理で見直していくとされて、それから10年以上の月日が経っているが、その内容の議論に相当し、順応的管理という仮の魂にあたる過程を、県も、県民会議も、特に施策に対する責任が重い施策調査専門委員会ですら、いまだに避けて通っている。 	坂井	個別意見(P13-14~15)
	85	<ul style="list-style-type: none"> ○ 責任の所在と担当部署の文化の欠如：湯水のような税金投入に歯止めはあるか 　他県では、森林税など超過課税のための担当部署を別に設けている例はない。水源環境保全施策が出来る前も、県は仕事 	坂井	個別意見(P13-14~15)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13 施策全般・その他(つづき)	86	<p>をしてきているのであるから、水源環境税の特別対策事業は元々、大きなお世話であり、県の役割を逸脱した仕事である。本来の部署に託せば、もっとこういうところに使いたかったというところに補填され、有効に機能するはずが、施策大綱で事業の内容を広げ過ぎてしまったために、肝心なところにはまわっていない。また、大々的に宣伝してたくさんのお金を集めてしまった手前、何とか大義名分を作つて使わなければならない状況が起きている。そのうち本当に必要な仕事が出てきたら、今度はお金が足りなくなるという矛盾も起こすだろう。</p> <p>神奈川県は平成19年からの超過課税導入以来、本格的に森林の公的管理の道を進んできたが、その後超過課税を導入したどの県も、森林組合の活性化、森林所有者からの一時的なバトンタッチ、高標高の往復するのも大変な森林の支援など、それなりの条件を付けた上で助成をしているのであって、無条件に20年もの間借り上げる公的管理なんていう、金のかかる選択をした県は他にない。つまり神奈川県は、8年を経過したこの時点においても、いまだに日本一金のかかるやり方以外の方法を続ける以外の道をつけることができていない。</p> <p>神奈川県は人口も金額も他県とは桁が違う、どの県も真似のしようもないが、対症療法的に伐るだけで、林業を尊重しないやり方には多方面からの批判もある。施策の見直しに当たっては、全国各地で展開されている様々なやり方を研究し、神奈川県のよいところと弱いところをあらためて確認すると共に、後から始めた県の良い点を学ぶことが大切である。</p> <p>部署としての歴史の浅い水源環境保全課は、伝統ある部署から比べ職場の文化が未熟で、一般会計を扱う本来の部署との業務の入り繰りも複雑で、制度の運用が難しいことは理解できる。しかしだからと言って、重大な方向転換や意思決定に必要な手続きや仕組みが未整備であることが許される訳ではない。</p> <p>そういう部署であるために、順応的管理といいながら、委員からの指摘を取り扱う手法を持たず、施策調査専門委員会や会議での議論も形式的で、現場との調整や議論に発展することがない。</p> <p>その原因是、超過課税を導入したものの、それを見直す手続きの議論がないままに今日に至っているからで、これでは誰も手を出せまい。そうした、誰も決めない、決められない状況が長く続いたことで、水源地域には、過激な対症療法の弊害も出ている。</p> <p>例えば「渓畔林整備事業」では、内容がどんなものか今もって県民に説明されていないのも、名称がわかりにくいまなのも、水源環境保全税という制度の運用ルールが定まっていないからだ。県民は既に9年半もの間、この制度を経済的に支え、期待してくれているが、県の側にその緊張感はなく、善意に甘え、信頼を裏切っている。</p> <p>またいかに急ごしらえの組織で伝統文化が足りないからとは言え、担当部署のしかるべき立場の職員から「まだ10年だから見直しは時期尚早」という見当違いな発言を聞くと、過去の経緯の分析不足、職場内の意思疎通、現場調査力の不足、統一的な方針の欠如などが感じられ、絶望的な気持ちになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 『良質な水の安定確保』は、超過課税の目的となりえない <ul style="list-style-type: none"> 都市の水需要のために水源環境税が必要という理屈なら、都市自身に努力を迫る必要がある。 ・ 都市部の水需要は減って行く <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県と他県の大きな違いは、生活用水が4分の3を占めていることであるが、都市部の人口増加は見込まれていない。水需要の動向も、川崎市では昭和45年当時の水準で推移しており、良し悪しは別として、利水の経済的負担を減らすため4つのうち2つの浄水場を廃止している。 ・ 都市の雨は大金を使って捨てられている 	坂井	個別意見 (P13-14~15)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13 施策全般・その他(つづき)		<p>気候変動が激しいとはいえる、都市部に雨が降らなくなった訳でなく、少なくとも年間1500mm程度、山間部の半分くらいの雨は毎年降り続けている。都市部ではその雨を排除するために、一般会計から、年間市民1人あたり1万円もの税金が充てられている。東京都下水道局管内では、99%が合流式下水道であり、計画人口約910万人に対して約900億円が使われている状況と比べ、人口148万人の川崎市は合流式と分流式が半々であるが、市民1人約1万円、140億円強の税金が使われている。今後、人口も税収も減少することは明らかなのに、片方で水源環境税を集め、片方できれいな雨水を捨てるために大金が垂れ流されている現状は放置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 節水技術を進めれば、需要はもっと押さえ込める 企業の拠点の海外流出と節水技術の進歩で工業用水の需要が落ち込んできたように、トイレの流し水も、大綱以来10年の間に、当時の半分の量で済むようになっている。 私は住宅地に住んでいるが、委員になる前、約3年間にわたり、自宅の屋根に降った雨の約半分を集めて使い、家庭内でできる循環利用の限度の実証を行ってきた結果、水道使用量は平均使用量の半分程度にまで削減できることを確認した。 		
	87	<p>○ 「水源」の視点を見直せ：循環するあらゆる段階で水の利用は可能である</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川県が考える水源の定義は、問題の本質とずれている。 水に恵まれない国では、日本の下水処理水の水質水準の水は立派な水源であるし、国内の離島では貯水池と海水淡水化施設を併用しているので、水源は空と海である。年間降水量2mmの地域では、細かい網で霧や霞を捉えて水を集めているので、水源は空中である。歴史を振り返れば、開拓地や離島では、瓦屋根が登場するまで、椿などの木の葉から露を集めて使っていった時代があるし、瓦屋根が普及した後は屋根に降った雨を貯めて使うことは全国至るところで行われてきた。美濃部東京都知事は選挙の時に、各戸にコンクリート製の雨水貯留槽を付けることを離島で公約してまわっていて、その時の貯留槽も現存する。そうした生活はつい最近まで日本にもあった。 「水源＝流域」に偏ると、議論の幅が狭くなる わが国が豊かな河川水を使って発電し、産業を興してきたことは間違いないが、私は2度の委員選考面接で、その視点だけで施策を考えると偏るので、必ず上記(1)の話をしてきた。水源が森林とは限らない。都市が水を求めるなら、災害を考えるなら、都市こそ雨の貯留能力を持ち、利活用すればよいと。雨は使って終わりの「資源」ではなく、循環利用できるものだからである。 目的がわからない 民間が所有する人工林や流域の水質を改善したいなら最初からそう言えばいいのに、「水源の森林づくり」などという抽象的な言葉を使うから、健全な天然林に手を入れて貧弱にしてみたり、すでに基準を満たした浄化槽を備えている個人や事業所にまで高価な浄化槽に付け替えさせてみたり、迷走する施策は、人災ならぬ県災とも言える事態を創り出してきた。 	坂井	個別意見(P13-14~15)
	88	<p>○ 県に欠ける、公平性と一体感への配慮：県土県民の一体感醸成こそ県の使命 水源地域、特にダム周辺の地域の住民も、水源環境税を都市部と同等に負担しているが、彼らの不安定な簡易水道の水質は改善されていない一方で、過大投資とも言える高度処理型合併浄化槽、複雑な地形に増設される下水道施設による負担は増えている。神奈川県は、江戸の昔から神奈川県民は助け合ってきた歴史があるが、今後県が「先進的な取り組み」と強弁し、水源環境税による負担の不公平を放置するならば、県民が力を合わせて課題を解決する歴史の教訓に逆行し、県民の心の分断を</p>	坂井	個別意見(P13-14~15)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13 施策全般・その他(つづき)	89	<p>推し進める側の勢力に成り下がる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水資源と水源という言葉が生んだ歪み：水源環境保全税の名にこだわったことの弊害 水や森林は県土同様、社会共通資本（社会基盤）であり、使って終わりの資源ではない。維持し、循環利用し、後世に引き渡していくことが求められるものは、資源の定義に合致しない。 また現在県が目標に定める、良質な水（水源＝水資源）という考え方は非常に危険である。事業では、人・物・金をどう組み合わせるかで結果はまるで違ってくる。水ばかり見て、全体を見ている人がいない神奈川県のやり方は、すでにあちこちで綻びが生じている。 	坂井	個別意見(P13-14~15)
	90	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会共通資本としての県土と、県の最大資産であるところの県民 県が私有林に税金を投入できるのは、所有は個人であっても森林は社会共通資本だからである。県は、将来にわたる持続可能性に貢献する長期的な責任を負っている以上、契約満了後の後継者情報を確認するのは最低限の責任である。 ・ 県民から必ず出るお尋ね：森林が悪意の人の手に渡る心配はないですか 平成28年11月5日(土)のフォーラム同様、歴代の森林再生課長は心配ないと回答してきたが、長期的に見れば、現在神奈川県が地主に払っている地代も契約満了と共に払われなくなり、その後の保証は何もない。安泰と言いきれる根拠などどこにもない。 ・ 県外の人が森林を購入する目的は、利回り以外あり得ない 今はまだ元気で生活が安定している所有者も、将来家庭や経済状況が悪化すれば売却を考えるかもしれない。県が間伐を行って、手のかからない森林になったことで売却しやすい状態になっているとも考えられるし、最悪の場合、悪意の第三者の手に渡れば、そこで皆伐後の再売却も考えられる。その時にはすでに水源環境税もなくなり、「安かろう悪かろう」の業者が跋扈する時代になっているかもしれない。巨額の水源環境税を使ってきた県は地域の信頼を失うし、県民からは「盗人に追い銭」と言われ、責任を追及されるかもしれない。契約書の改訂や材価対策など、現場を守るための対策が早急に必要である。 平成9年から契約が始まった森林も、平成29年度以降、順次所有者に変換されるが、後はどうするのか。森林再生課からの説明にも、施策調査専門委員会の活動の中にもこの問題についての議論はない。本当の正念場は水源環境税がなくなった後、現在の責任者が定年退職し、事情を知っている人がいなくなった後にやってくる。問題を先送りすれば、事態は更に深刻になる。 	坂井	個別意見(P13-14~15)
	91	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、残り10年の使い方がわからない <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口の開拓：始まった時からわかっていたこと 林業を健全にしないと森林が維持できないことは、水源環境保全税が出来る前からわかっていたことだ。県民からの意見にはこれを指摘する声が非常に多い。 出口戦略なしに山ばかり作っても、増えるのは借金だけである。そんな経営が、森林が、持続可能であるはずがない。最初に必要なことは、材価の上げることであり、材価を上げるために用途と市場の開拓である。新たな市場の創造には20年を要する。これらはすべて最初からわかっていたことだ。 	坂井	個別意見(P13-14~15)

事業名	整理No	意 見	委員名	対応案
13 施策全般・その他(つづき)		<ul style="list-style-type: none"> 森林塾の卒業生のその後の生活：森林塾運営委員会はこれから考える 10年が経過してやっとその問題が提起された。委員には県に仕事をもらっている立場の人が多いため、なかなか言い出しそうなことは想像できる。しかし残り10年の段階でこれから考えて間に合うのだろうか。 自殺対策：自殺対策基本法に定める国民の責務 水源環境税の開始と同じ、平成19年に施行された自殺対策基本法には、国民は置かれたそれぞれの立場において自殺対策を行うことになっている。それはわが国自殺対策が国民の責務によって達成されなければならないとの基本理念によるものである。 バブル崩壊後10年後に債務整理によって自殺者が3万5000人近くに及んだように、水源環境税が終わった何年か後に自殺の危機は訪れる。現在の神奈川県の林業における自殺リスクは明白で、今、神奈川県の林業に関わる私たち全員が、対策を行うべき責務を負っている。 		
	92	<p>○ 本来負担すべき人、こちらからメッセージを送るべき人</p> <p>丹沢山地には年間何十万という登山者が訪れ、列をなして山を歩く様は、山歩き銀座のような状況にあるが、その半分は、小田急線や京王線を使って東京からやってくる。彼らは駅からバスに乗り、山を傷めてまたバスで帰ってしまうから、神奈川県にはお金を落とさない。県は傷んだ山を直すことに快感を得ているのか、はたまた水源環境税を当てにしているからか、彼らにお金を置いて行ってもらうための努力はなされていない。土壤保全にお金を使うよりも先に、オーバーユース、山歩き銀座の歩き放題状態を放置することの方が罪は重いのではないか。</p> <p>また、東京から来てくださる方々には、もっとさまざまなメッセージが必要である。傷んだ山への理解と森林整備への協力、そのためには丹沢大山の材を使った住宅リフォームが最大の貢献となること、地域の文化や生活を知ってその地域のファンとして長く支援をする方法があることなどを伝えていくためにも、産公学民が連携した発信など、もっと協力の輪を広げる努力が必要である。</p>	坂井	個別意見(P13-14~15)
	93	<p>○ 都市からは地域の凄さがわからない</p> <p>都市と水源地域では補完関係にはあるが、地域の構造はまるで違う。都市には多くの利便性もあるが、水源地域には都市では既に失われ、得たくてもえられないものがたくさん存在している。都市部では多くが一つの収入源に依存し、その組織の利益のために働くが、地域は元々自営の経営者の集まりであり、一人の人が3役も4役も果たしてお地域は維持されており、その人がいなければこの地域は今の姿ではないと断言できる。謙虚さを失った都市住民には、一人一人を尊重し、役割を果たすことに誇りを持っている彼らの言葉の重みを理解できていないことが多いが、謙虚に耳を傾けるべきである。</p> <p>地域には、全体の利益を優先する教育が徹底している。しかし特別対策事業の多くは、金銭で問題を解決しようとする都市部の偏った発想で作られており、水源地域の必要とすることとはかみ合わないものも存在している。施策の点検にあたっては、時代の変化と共に、そうした地域の資源や仕組みの違いに敬意を払い、広く考慮されなければならない。</p>	坂井	個別意見(P13-14~15)
	94	<p>○ 特別対策事業とは急性期の救急処置：前・施策調査専門委員長の言葉</p> <p>緊急大手術と劇薬が投与されている状態である。どんな薬でも大量に投与すれば副作用があり、急性期と同じ量の服用を続けると有害である。前施策調査専門委員長の言葉にもあるように、地域にも森林にも、そこに元々備わっている自</p>	坂井	個別意見(P13-14~15)

事業名	整理№	意 見	委員名	対応案
13 施策全般・その他(つづき)		<p>然治癒力に任せる時期が近付いて来ているのであり、今後は、退院して安定期に行う生活習慣の見直しや、職場復帰に向けてのリハビリについて整理する段階に入っていく。薬を減らし、自然治癒力を高める生活や、体力づくり、無理をしない働き方をみんなで考えていく事が再発防止に最も有効であるだけでなく、地域の未病対策にもなっているのである。</p> <p>○ 県民との約束：信頼は失われている これまでの県民会議は、小田原評定であった。つまりそれは、『会すれど議せず、議すれど決せず、決すれど行わず』である。これが県民に期待されている県民会議の姿とはとても言い難い。 県民に約束した時間は20年間であるが、それは最も問題の解決に時間がかかった場合であり、いただいた期間内ですべての問題を解決しておくことは県民との約束である。</p> <p>○ 「V付録」について 宮ヶ瀬湖上流は広葉樹林の整備箇所も多く、事業実施後、シカ対策が不十分であったため（おそらく）に大幅に下床植生が衰退し、土壤流出が著しくなった箇所をいくつも目にしています。 実際の事業実施前後、全体を面的にみた場合、果たして整備前より後のほうが下床植生が回復したといえるのかどうか。 森林整備後、下床植生の回復にはシカ管理が重要であることを15-9の課程の図にも加筆してはどうか。 (植生が回復しているのは尾根の傾斜の緩い箇所であることから、可能であれば、急傾斜地での事業実施は植生回復が望めないことも注釈を入れられるとよいと思う)</p>	坂井 長繩	個別意見(P13-14~15) 個別意見(P13-1~4)